

令和7年度概算要求額 2.1億円（1.8億円）

## 事業の目的

- こども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- また、こども大綱においても「こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）」を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める」とされているところである。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。

## 事業の概要

- 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせながら、こども・若者（通称：ぷらすメンバー）から意見聴取をする。聴いた意見は、こどもの最善の利益を実現する観点から政策に反映し、フィードバックに繋げる。さらに、意見聴取に当たっては、こども・若者の意見表明をサポートするファシリテーターが参画し、アイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こども・若者が意見を言いやすい環境の下で実施する。【継続】
- こどもまんなか実行計画2024で「多くの、そして多様な意見を聴取し、政策に反映すべく、意見反映の意識や必要性の周知及び「こども若者★いけんぷらす」の広報活動をとおして、同事業に登録しているこども・若者の数を今後5年間で1万人程度とする。【こども家庭庁】」とされていることを受け、こども・若者に本事業へ登録してもらうための取組を実施する。【拡充】

【令和5年度実績】（テーマ数）27テーマ （意見聴取人数）2,650人（※延べ人数、アンケート回答件数含む）

## 実施主体等

【実施主体】 国（一部委託）

令和7年度概算要求額 21百万円（11百万円）

## 事業の目的

- こども基本法第11条においては、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの」とされている。
- こども大綱においては、「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。」「こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。」とされているところである。
- 本事業においては、国が地方自治体にファシリテーターを派遣し、また地方自治体において活躍するファシリテーターを養成することで、全国各地でこどもの意見聴取を行う上で必要な環境整備に資することを目的とする。

## 事業の概要

### （1）地方自治体へのファシリテーター等派遣【継続】

こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援するため、ファシリテーター等を派遣する。ファシリテーターは、地方自治体におけるこども・若者の意見聴取に参加し、助言を行うとともに、地方自治体職員向けの研修等を実施する。

### （2）国・地方自治体におけるファシリテーター養成の支援【拡充】

令和5年度調査研究で作成した「ファシリテーター養成プログラム」を活用し、こども・若者からの意見聴取にあたって活躍が期待されるファシリテーターの養成のための研修を実施する。意見聴取が全国各地で行われることを念頭に複数箇所を実施する。

### （3）ファシリテーター養成プログラムの充実【継続】

（2）を通じて、令和5年度調査研究において、作成した養成プログラムの一層の充実に向けて検討する。

## 実施主体等

【実施主体】 国（一部委託）

令和7年度概算要求額 1.6億円（78百万円）

### 事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画の策定経費を支援するとともに、こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に策定している計画の状況等について調査し、横展開を図ることにより、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援・促進する。

### 事業の概要

1. 自治体こども計画策定支援（現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上） **【拡充】**  
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し、補助枠を拡充し支援する。
2. こどもに関する計画の一体的策定・効果的な計画策定プロセスに係る好事例の横展開  
こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に作成されている計画の状況や様々な自治体規模に合わせたモデルを調査分析し、計画策定にかかる効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、好事例の横展開を図ることで自治体の計画策定を支援する。

### 実施主体等

1. **【実施主体】** 都道府県及び市区町村 **【補助率】** 1 / 2
2. **【実施主体】** 国（委託）